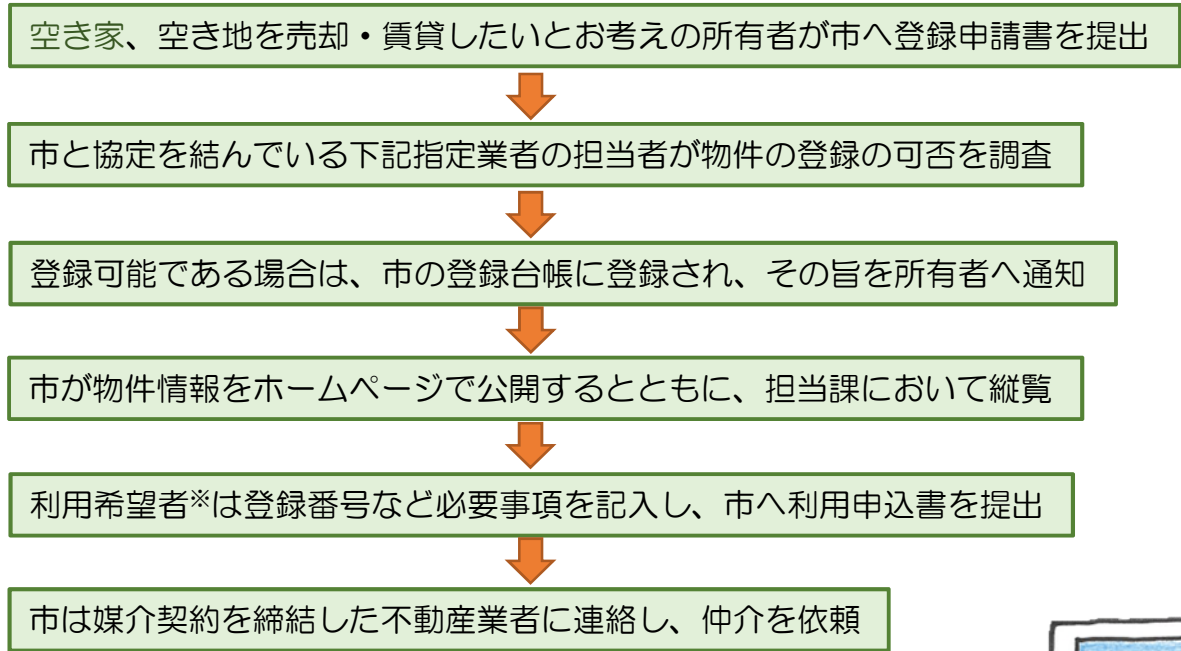


# 利活用について

## ○空き家・空き地バンク制度

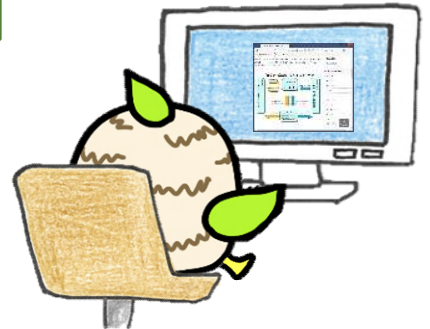
市内にある空き家、空き地の物件情報を登録し、市のホームページなどで公開することによって、物件の有効活用を図り、市への定住人口の増加や地域の活性化を促進するための制度です。

### ■制度の流れ



※制度を利用して物件の購入・賃借できるのは下記に該当する者に限ります。

- ・空き家に居住し、若しくは定期的に滞在する者
- ・空き地に住宅を建築して居住しようとする者、又は空き地に店舗等を建築して中心市街地の活性化に寄与できる者



### ■指定業者（20社）

（公社）北海道宅地建物取引業協会小樽支部又は（公社）全日本不動産協会北海道本部に属する会員で、市内に本店、支店又は営業所を有し、空き家・空き地バンク制度を運用するために確認書を市長と取り交わした宅地建物取引業者です。

（公社）北海道宅地建物取引業協会小樽支部会員

- ・(株)アースライフY&A ・(株)アイホーム(株) ・(株)アテンションハウスアパマンショップ小樽店 ・(株)阿部建設(株)
- ・(株)ECAランドアーキプランニング ・(株)岩崎ホーム ・(株)近藤工業(株) ・(株)西條産業(株) ・(株)常口アトム
- ・(株)日本信達(株) ・(株)ハウスバンク ・(株)北章宅建(株)イエステーション小樽店 ・(株)ミズホ商事 ・(株)三ツ和商事
- ・(株)武蔵堆商事 ・(株)LIXIL不動産ショップソロールホーム ・(合)メルリアン・オフィス

（公社）全日本不動産協会北海道本部会員

- ・(株)英愛ホーム(株) ・(株)渋谷建設 ・(株)ハル建築事務所

